○○○○○会規約

　　　　第１章　総　則

　　（名称及び事務所の所在地）

　第１条　事務所を○○に置く。

　　（区　域）

　第２条　会の区域は、○○市○○町○○の全域及び○○○の一部の区域のうち別図で示す範囲とする。

　　（会　員）

　第３条　会は、区域内に住所を有する個人をもって組織し、その他の法人や

団体にあっては、賛助会員となることができる。

　２　会に加入しようとする者は、会長に届け出るものとする。

　３　会長は正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を

　　拒んではならない。

　　　　第２章　目的及び事業

　　（目　的）

　第４条　会は、区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理、○○○等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦をはかるとともに、明るく住みよい地域づくりに資することを目的とする。

　　（事　業）

　第５条　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴ 会員相互の親睦に関すること

　　⑵ 会以外の各種団体との連絡調整に関すること

　　⑶ 会の発展向上を図るため協議会等を開催すること

⑷ 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること

　　⑸ ○○○・・・・・○○○

　　⑹ その他前条の目的達成に必要な事業

　　第３章　役　員

　　（役　員）

　第６条　会には、次の役員を置く。

　　⑴ 会　長　　　　　　　１名

　　⑵ 副会長　　　　　　　○名

　　⑶ 会　計　　　　　　　○名

　　⑷ ○　○　　　　　　　○名

　　⑸ 監　事　　　　　　　○名

　　⑹ 区長（班長等）　　　○名

　　（選出の方法）

　第７条　おいて選出する。

　２　区長（班長等）は、各区（班）の会員の中から選出する。

　　（役員の職務）

　第８条　会長は会を代表し、会務を執行及び統括する。

　２　する。

　３　会計は、会の出納事務を処理し、会計書類等を管理する。

　４　○○は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報などを行う。

　５　監事は、会の業務及び会計事務を監理する。

　６　区長（班長等）は、区（班等）をまとめ、代表して会務に協力する。

　７　監事と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

　　（任　期）

　第９条　役員の任期は○年とする。但し、再任を妨げない。

　２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　３　役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

　　　　第４章　会　議

　　（会　議）

　第１０条　会の会議は、総会及び役員会とする。

　２　総会は、最高の意思決定機関であり、すべての会員をもって構成する。

　　（招　集）

　第１１条　定期総会は、会長が招集し、年○回開催する。

　２　臨時総会は、会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。

　３　役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

　４　会議は、構成員の○分の１の出席をもって成立する。但し、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出をもって、出席者の数に加えられる。

　５　会議の議事は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

　　（総会の議決）

　第１２条　総会では次の事項を議決する。

　　⑴ 事業報告及び決算の承認

　　⑵ 事業計画及び予算の承認

　　⑶ 規約の改正

　　⑷ 役員の選出

　　⑸その他重要事項

　　⑹ ○○○・・・○

　２　前項の規定による規約の改正は、足利市長の認可がなければ、その効力を　　生じない。

　　　　第５章　会　　計

　　（会計年度）

　第１３条　終わる。

　　（収　入）

　第１４条　会の収入は、会費、寄付金、補助金等をもってあてる。

　　（会　費）

　第１５条　会費の額は、別に定めるものとする。

　　（支　出）

　第１６条　支出は、議決された予算に基づき、これを行う。

　　（資　産）

　第１７条　会の資産は、別に定める資産目録による。

　２　ならない。

　　（会計及び資産帳簿の整備）

　第１８条　資産に関する帳簿を整備する。

　第１９条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３カ月以内に総会の承認を受けなければならない

　　　　第６章　監　事

　　（監査及び報告）

　第２０条　監事は会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

　　　　第７章　脱　退

　　（脱　退）

　第２１条　会員の脱退は次の場合による。

　　⑴ 会の区域内に住所を有しなくなったとき

　　⑵ 本人が会長に申し出たとき

　　⑶　○○○・・・・○

　　　　第８章　補　則

　　（定めのない事項）

　第２２条　規約に定めのない事項については、総会又は役員会に諮り、

　決定する。

　　　　附　　　則

　　この規約は、○年○月○日から施行する。